

高知県衛生用紙製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

高知県の区域内で衛生用紙製造業に係る包装の業務(折りの業務を伴う場合にあつては、当該折りの業務を併せて行うものに限る。)に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1袋につき、右欄に掲げる金額

品 目	規 格				金 額
	包装の種類	紙の大きさ	容 量	紙の折り方詰め方	
ティッシュ ペーパー	ポケット	縦が20センチメートル以下で、かつ、横が22センチメートル以下のもの	4パックのもの	詰合わせ	2 円
			6パックのもの		2 円 40 銭
			10パックのもの		3 円
			12パックのもの		3 円 40 銭
			16パックのもの		3 円 80 銭
			20パックのもの		4 円 35 銭
京 花 紙	小袋入り	縦が19センチメートル以下で、かつ、横が24センチメートル以下のもの	100枚以下のもの	縦折り	2 円 10 銭
				横折り(三つ折り含む)	2 円
	段 物		8段のもの	横折り	8 円 95 銭
	平 版		厚さが4センチメートル以下のもの		4 円 25 銭

4 効力発生日

平成24年6月1日